○厚生労働省告示第三百八十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年十一月二十日から適用する。

平成三十年十一月十九日

厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術	区分番号等	手術・処置等1	区分番号等	手術・処置等2	区分番号等	定義副傷病名	疾患コード
（略）											
1962から1994まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，デュルバルマブ，ラムシルマブ，ベバシズマブ，ペメトレキセドナトリウム水和物，クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ，ロルラチニブ，オシメルチニブメシル酸塩，ゲフィチニブ，アファチニブマレイン酸塩，エルロチニブ，カルボプラチン+パクリタキセル，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								6あり	クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ，ロルラチニブ，オシメルチニブメシル酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											
3831から3843まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	クロファラビン，ネララビン，ギルテリチニブフマル酸塩，ダサチニブ水和物，ボスチニブ水和物，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブオゾガマイシン，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								7あり	クロファラビン，ネララビン，ギルテリチニブフマル酸塩		
（略）											
3947及び3948	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター，イカチバント酢酸塩なし	（略）	（略）
								あり	乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター，イカチバント酢酸塩		
（略）											

改正前

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術	区分番号等	手術・処置等1	区分番号等	手術・処置等2	区分番号等	定義副傷病名	疾患コード
（略）											
1962から1994まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，デュルバルマブ，ラムシルマブ，ベバシズマブ，ペメトレキセドナトリウム水和物，クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ，オシメルチニブメシル酸塩，ゲフィチニブ，アファチニブマレイン酸塩，エルロチニブ，カルボプラチン+パクリタキセル，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								6あり	クリゾチニブ，アレクチニブ塩酸塩，セリチニブ，オシメルチニブメシル酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											
3831から3843まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	クロファラビン，ネララビン，ダサチニブ水和物，ボスチニブ水和物，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブオゾガマイシン，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								7あり	クロファラビン，ネララビン		
（略）											
3947及び3948	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーターなし	（略）	（略）
								あり	乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター		
（略）											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表			別表		
	薬剤	番号		薬剤	番号
（略）			（略）		
41	モガムリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年８月21日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3859及び3871	（新設）	（新設）	（新設）
42	テモゾロミド（カプセル剤に限る。）（医薬品医療機器等法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成30年８月３日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	1879、1888、1893及び3025	（新設）	（新設）	（新設）
	テモゾロミド（注射薬に限る。）（医薬品医療機器等法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成30年８月３日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	1871、1872、1879、1880、1888、1889、1893、1894、3017、3020、3022、3025、3026、3030、3031、3033及び3034	（新設）	（新設）	（新設）
43	アベマシクリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年９月21日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで	（新設）	（新設）	（新設）
44	ブリナツモマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年９月21日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3832及び3838	（新設）	（新設）	（新設）